



転入された方や結婚・出産・子育てを支援する『いきいきふるさと推進事業』をご存じですか？

中頓別町では、住民の定住化と本当の豊かさを分かち合う温かいまちづくりを推進していくことを目的として「いきいきふるさと推進事業」を実施しています。住民の方々や転入された方々に対して温かい歓迎の気持ちを含めて以下の補助を行っています。

就 職 祝 い 金

- 【対 象】 中学、高校、大学等を卒業もしくは退学、又は中頓別に転入の届出をした方のいずれかであり、以下の要件を満たす方
- ① 5年以上の就業見込みがあること
 - ② 卒業、退学又は転入した日から1年以内に町内の事業所に就職していること、若しくは町内の事業所に就職した者で就職してから5か月以内に転入の届出をした方
 - ③ 公務員ではないこと
 - ④ 就業先が転勤を伴う事業体でないこと
(広域の事業体であっても転勤の見込みがない方は対象)
 - ⑤ 就職したことに対する国や道の補助金等の交付対象者ではないこと
- 【内 容】 中頓別町商工会商品券5万円分
- 【手 続 き】 事業所より申請書を提出していただき、後日交付します。
- 【申請期日】 就職から6か月以内



就 学 支 援 事 業

- 【対 象】 高等学校等に通学する生徒を持つ保護者
- 【内 容】 A、浜頓別高等学校に通学する場合………高校まで通学するバスを無料で利用
B、浜頓別高等学校以外へ通学する場合………中頓別町商工会商品券10万円分交付
- 【手 続 き】 Aは申請等ありません。
Bは在学を証明する書類（在学証明書や生徒手帳内の身分証明書）と申請書を提出してください。
- 【申請期日】 入学又は進級した年の12月まで
- 【そ の 他】 補助は3年を限度に受けることができます。



出 生 祝 い 金

- 【対 象】 出生届が提出され、新たに町民となったお子さん
- 【内 容】 第1子・第2子：10万円（商品券5万円含む）
第3子以降：30万円（商品券5万円含む）





紙オムツプレゼント

- 【対象】 出生届が提出され新たに町民となったお子さん、または転入されてきた1歳未満のお子さん（月齢により交付内容が変わります）
- 【内容】 紙おむつ1000枚、燃やせるごみ袋10枚入×10包
- 【手続き】 おむつの注文票を渡ししますので提出していただき、後日交付します。1歳の誕生日になるまでに数回に分けてお渡しも可能です。
- 【申請期日】 出生についてのお手続き、または転入についてのお手続きが済み次第、なるべく速やかにご申請ください。



他にも必要な情報の提供などの転入支援や結婚祝事業、お子さんの健診時に絵本プレゼントなどもあります。詳細・申請に関しましては、いつでもお気軽にお問い合わせください。
お問い合わせ先 政策経営課 (01634-8-7671)

人権擁護委員の退任と新任のお知らせ

退任委員のご紹介

平成27年1月1日から令和6年3月31日までの3期9年3か月間、当町の人権擁護委員を務めていただきました井野順子さんが任期満了により退任することになりました。長年人権擁護委員としてご尽力いただき本当にありがとうございました。



新任委員のご紹介

4月からはスクールカウンセラー等で活動されている今野こず恵さんがその後任として就任いたしました。井野委員が行っていた人権教室等を中心に、人権意識を高める取組を行っていきます。
町民の皆さんどうぞよろしくお願いいたします。



中頓別小学校でICT(情報通信技術)教育が行われています

現在中頓別町の学校では、ICT教育として、タブレットを活用した授業が行われています。

学年ごとにタブレット学習や情報活用能力の到達目標が定められており、学年に応じた使い方で授業がより充実するように活用されています。

今回は、中頓別小学校の6年生、3年生、2年生の授業をご紹介します。

6年生 算数の授業

紙で問題が配布され、まずは自分で解いていきます。解き終わった人からタブレットで解答用紙を撮影し、写真を共有して、教室のモニターや各自のタブレットで自分の解き方を確認できるようにします。解き方がわからないときは、共有された写真を見て考えたり、友だちに質問をして理解を深めていました。早く解き終わった人は、共有した写真をタブレットで編集してよりわかりやすくなるように工夫していました。ひとりで問題に取り組むのではなく、クラス全員で教え合いながら問題に取り組めます。



3年生 道徳の授業

教科書を読み、主人公の気持ちを考えました。自分の考えをタブレットで入力し、見やすいように文字の色や背景の色を変えて共有します。モニターやタブレットで友だちの考えを確認し、友だちに「どうしてそう思いましたか？」と疑問に思ったことを質問していました。

授業の最後に、タブレットで授業をどのくらい理解できたかアンケートに回答します。その場でクラス全体の理解度の割合が出て共有されるほか、先生の授業方法にも反映されていきます。



2年生 国語、算数の授業

国語の授業では、教科書に文字で出てきた音の表現を映像と音で確認しました。実際に音を見て聞くことで、より理解が深まっていました。

算数の授業では、さいころの形を平面にするときの面の組み合わせを調べました。実際に正方形の厚紙6枚をつなぎ合わせて、作った組み合わせをタブレットで写真を撮り共有します。共有された写真はモニターに全て映し出され、最後に写真を回転させたり向きを変えて種類ごとに分け、見つけた組み合わせの種類を確認しました。



中頓別町では、令和2年度に公立学校情報機器整備費補助金を活用してICT教育の設備を整備しました。

タブレットを用いた授業は、タブレットだけを使用するのではなく教科書や黒板、プリントも用いて授業が行われます。タブレットを活用することで、文字だけではわかりにくい部分を映像や音で学ぶことができたり、わからない問題でつまづいた時に友だちの考えからヒントを得たり、わからない部分を明確にして質問したりすることができます。また、友だちの考えを知ることで、より自分の考えを深める学習ができます。

介護人材の確保に関する包括連携協定締結式が行われました

3月26日、中頓別町役場で、栗山町と中頓別町・浜頓別町で介護人材の確保に関する包括連携協定が締結されました。

介護人材の確保に関する包括連携協定とは

包括的な連携のもと、介護分野における人材の育成・確保及び定着促進、福祉教育の推進を図ることを目的として協定を締結しました。

協定締結により、中頓別町の課題である「介護人材確保」と栗山町の課題である「学生の確保」の解決を目指します。

自治体包括連携により、栗山町立北海道介護福祉学校に「自治体推薦」で入学することができます。

栗山町の連携協定締結自治体は、中頓別町・浜頓別町で12自治体となりました。



中頓別町
小林町長

栗山町
佐々木町長

浜頓別町
南町長



協定書署名の様子

栗山町立北海道介護福祉学校とは？

栗山町に昭和63年4月1日に開校しました。「国家試験対策」「地域活動研究」「キャリア形成支援講座」の3つの柱を掲げています。

北海道介護福祉学校の介護福祉士国家試験の合格率は2年連続100%となっています。また、宗谷地域からは平成24年度から令和5年度までに11名が入学し、令和4年度までの卒業生8名が宗谷地域の介護福祉施設等で就職しています。

水道・下水道からのお知らせ

お引越しなどにより新たに水道・下水道を使用開始するときや使用をやめるときは手続きをお願いします。

新たに水道・下水道を使用するとき

・給水申請書の提出が必要です。

(申請用紙は上下水道グループに備えています。又、中頓別町ホームページからもダウンロードが可能です) 申請書記入時に、届出される方の印鑑が必要になります。

下水道に接続されている住宅等については、下水道使用開始の届出が必要になります。

遠方より引越してこられる方や休日などに使用を開始される予定の方は、事前に使用開始日をお知らせください。

水道・下水道の使用をやめるとき

・休止届の提出が必要です。

(申請用紙は上下水道グループに備えています。又、中頓別町ホームページからもダウンロードが可能です) 届出書の記入時に、届出される方の印鑑が必要になります。

下水道に接続されている住宅等については、下水道休止の届出が必要になります。

水道・下水道の使用をやめるときは、使用水量を調べて料金を精算しますので、お早めにご連絡願います。

お問い合わせ 建設課 上下水道グループ (01634-8-7665)



国民年金の納付について

国民年金のメリット

メリット1 老後を支える終身保障

生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。

メリット2 万が一の時も保障されます

老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。

けがや病気などが原因で一定の障害が残ったときには「障害基礎年金」が、死亡したときには、その人に生計を維持されていた遺族（子のある配偶者または子）に「遺族基礎年金」が支給されます。

メリット3 社会保険料控除が受けられます

納めた保険料の全額が所得から控除されます。

令和6年度の国民年金保険料

令和6年度の国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1か月当たりの保険料は16,980円です。

納付方法

納付書での納付

国民年金の保険料は、日本年金機構から送付される納付書を利用してお近くの金融機関やコンビニで納付できます。

※コンビニで支払う場合は納付額が30万円未満の場合に限ります。

口座振替での納付

金融機関や年金事務所の窓口へ備え付けている依頼書に必要事項を記入し提出してください。記入の際に基礎年金番号のわかるものや口座番号のわかる通帳等、届出印が必要になります。前納割引制度を利用する場合は口座振替納付が1番お得になります。

決済アプリによる納付

納付書に印字されているバーコードを読み取ることで、スマートフォンアプリを利用した電子（キャッシュレス）決済で納付できます。

※対象決済アプリは日本年金機構ホームページで確認することができます。

クレジットカードでの納付

クレジットカードから継続的に納付する方法で前納も可能です。申出書に必要事項を記入し年金事務所に提出してください。

1度申込すると被保険者から辞退の申出がない限りクレジットカード納付を継続します。利用限度額や有効期限に注意してください。

Pay-easy（ペイジー）での納付

利用するためには「ねんきんネット」の登録が必要です。登録方法は、日本年金機構HP「ねんきんネットの登録方法」をご覧ください。

納付書に記載されている「収納機関番号（5桁）」、「納付番号（16桁）」、「確認番号（6桁）」を金融機関等に設置されたPay-easy（ペイジー）対応のATMかインターネットバンキングの画面に入力するだけで納付できます。

詳しく知りたいときや、わからないことがあったときは稚内年金事務所 お客様相談室（0162-74-1000）または日本年金機構ホームページをご覧ください。



商工業事業者のみなさまへ 商工業振興支援条例改正のお知らせ

中頓別町では、「商工業振興支援条例」を改正し、既存の事業者様がより制度を使いやすく、また起業を考える方への後押しが出来る内容を盛り込みました。

大きな改正ポイントは2つです。令和6年4月1日より適用となります。是非ご活用についてご検討ください！



ポイント1：5年経過後の再申請

事業拡大・施設の改修に係る補助金の交付を受けた年度の末日から **5年経過した場合は、再度補助金の申請が可能**となりました。

※ただし、この条例により受けられる補助金等の額は、一事業者につき通算で2,000万円まで

ポイント2：起業者への支援（兼業・副業の場合を含む）

①中頓別町内で新たに事業を行おうとしている方を対象として、起業の際に必要な施設等の購入費や改修費、備品や消耗品購入等にかかる初期投資費用に対し、**営業日数と初期投資額に合わせて**補助金を交付します。

営業日数	初期投資額		
	500万円以上	100万円～ 500万円未満	30万円～ 100万円未満
年間180日以上 (月15日以上)	補助率1/2 (限度額700万円・新規雇用を創出した場合は限度額300万円加算)	補助率1/3	補助率1/4
年間150日以上 (月12.5日以上)	補助率1/3 (限度額500万円)	補助率1/4	補助率1/5
年間150日未満	補助率1/4 (限度額300万円)	補助率1/5	補助率1/6

②新規事業の実施に向けた事前調査や事業計画作成に係る費用について、最大70万円（事業費の2/3以内）の補助金を交付します。

お問い合わせ先

補助制度を活用するには条件があります。詳しくは下記までお問い合わせください！

産業課商工労働・観光まちづくりグループ (01634-8-7663) 中頓別町商工会 (01634-6-1416)